

第5回新市の事務所の位置選定検討委員会 経過報告

開催日時 平成16年1月14日(水) 午後1:30~4:30
開催場所 大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」大会議室
出席委員 18名出席(欠席 なし)

1 正副委員長の選任について

役職	氏名	備考
委員長	山中 秀郎	藤岡町選出委員
副委員長	片柳 登	大平町選出委員

2 会議録署名人について

第5回検討委員会会議録署名人に、鈴木邦夫氏(大平町)と田中久巳氏(藤岡町)の2名が選出された。

3 協議内容

(1) 新市の事務所の位置選定に係る審議事項について 選定基準について

新市の事務所の位置選定にあたっては、交通条件、公共施設等の配置状況、既存庁舎の老朽化・狭隘性及び合併市の組織体制からみた効率性・機能性を考慮し、新庁舎の建設や事務所の機能のあり方等について総合的に協議することとした。

検討項目について

- ア．合併時の事務所の位置について
 - ・事務所の機能のあり方について
 - ・本庁、支所、出張所等の配置について
- イ．新庁舎について
 - ・建設の有無について
 - ・建設場所について
 - ・建設規模について
 - ・建設時期について
 - ・事務所の機能の在り方について
- ウ．公共施設の配置について
- エ．役所への交通アクセスについて(巡回バス等)
- オ．財政負担について(費用対効果)

なお、検討内容については各町へ持ち帰り調整を行い、調整結果を踏まえ次回検討委員会で協議することとした。

4 その他

(1) 会議の公開、非公開について

会議は公開とし、住民等への周知は「合併協議会だより」、「協議会ホームページ」、「3町の広報紙」などを活用し周知していくこととした。

(2) 検討委員会の開催日程について

第6回以降の検討委員会を次のとおり開催することとした。

- ・第6回検討委員会 1月30日(金)午後5時から
- ・第7回検討委員会 2月 3日(火)午後5時から
- ・第8回検討委員会 2月10日(火)午後5時から
- ・第9回検討委員会 2月16日(月)午後5時から

なお、会場については、いずれも大平町健康福祉センター「ゆうゆうプラザ」大・小会議室とした。

平成16年1月21日

新市の事務所の位置選定検討委員会
委員長 山中 秀郎

新市の事務所の位置選定検討委員会名簿

H16.1.6 現在（敬称略）

委員区分	氏 名	備 考
第 2 号委員	熊 倉 武 夫	大平町助役
	石 塚 英 彦	岩舟町助役
	田 口 東 一	藤岡町助役
大 平 町 選出委員	羽 金 政 光	大平町議会議長
	高 岩 義 祐	大平町議会副議長
	鈴 木 邦 夫	大平町議会議員
	片 柳 登	学識経験者
	小 幡 英 夫	学識経験者
岩 舟 町 選出委員	小 林 長	岩舟町議会議長
	戸 谷 勝 次	岩舟町議会副議長
	渡 辺 仁 一	岩舟町議会議員
	熊 倉 幸 夫	学識経験者
	島 田 富 雄	学識経験者
藤 岡 町 選出委員	山 中 秀 郎	藤岡町議会議長
	高 際 一 男	藤岡町議会副議長
	永 島 源 作	藤岡町議会議員
	阿 部 博	学識経験者
	田 中 久 巳	学識経験者

新市の事務所の位置選定検討委員会規程

平成 15 年 12 月 24 日 一部改正

(設置)

第 1 条 新市の事務所の位置の選定にあたり、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 19 条の規定に基づき、新市の事務所の位置選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 検討委員会は、大平町・岩舟町・藤岡町合併協議会（以下「協議会」という。）の付託により、次に掲げる事項について調査又は審議等を行う。

- (1) 新市の事務所の位置の選定基準に関すること
- (2) 新市の事務所の機能のあり方に関すること
- (3) その他新市の事務所の位置の選定に関し必要な事項

(組織)

第 3 条 検討委員会は、規約第 7 条第 1 項第 2 号委員及び協議会を構成する町（以下「構成町」という。）より選出された各 5 名の委員をもって組織する。

2 前項の委員のうち、規約第 7 条第 1 項第 2 号委員以外の委員が欠けた場合は、構成町の当該委員の中から欠けた委員と同数を構成町の協議を経て選出するものとする。

3 協議会の委員以外の者の検討委員会委員への選任については、協議会の協議を経て選任することができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 検討委員会に委員長及び副委員長各 1 名を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 検討委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者等の出席)

第 6 条 委員長は、必要に応じて関係者等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(報告)

第 7 条 委員長は、協議会から付託された事項の調査、審議等の結果について、協議会に報告しなければならない。

(庶務)

第 8 条 事務所の位置検討委員会の庶務は、規約第 12 条第 1 項に規定する協

議会事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規定に定めるもののほか、検討委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成15年10月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成15年12月24日から施行する。